

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

平成 31 年度「ビッグイベントを活用した観光プロモーション」に係るイベント出展業務委託

2 目的

東京都は東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図り、訪都旅行者数を増大させるため、ラグビーワールドカップ 2019 大会の開催と、さらにその先を見据え、国内外に向けて「旅行地としての東京」の魅力を印象づけるための取組を実施している。

本事業はその一環として、世界各国から海外メディア及び一般市民が集うラグビーワールドカップ 2019 日本大会（以下、「大会」と言う。）期間中、都が設置するファンゾーンを活用した観光PR業務を展開し、効果的に世界の旅行者に東京の魅力を訴求する。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和元年 12 月 31 日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

5 委託概要

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙 1「東京のブランディング戦略会議及び報告書（概要）」のとおり、ブランディング戦略を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコン等にこめられたメッセージを深く理解の上、プロモーションの実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」とアイコン及びキャッチフレーズについては以下を参照すること。

- ・ 東京のブランディング戦略

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/DATA/20p1j701.pdf>

- ・ アイコンとキャッチフレーズについて

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

- ・ Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト

<https://tokyotokyo.jp/>

(2) アイコンの活用について

ア 本仕様書にて規定する制作物については、原則としてアイコン等を使用したデザインを提案すること。なお、アイコンデータ及びその使用方法を規定したデザインマニュアル等は指名通知時に、対象事業者へ別途支給する。

イ 東京のブランディング戦略の観点から、広告内容等本仕様書で規定するアイコンを利用した制作物について、東京都が指定するクリエイティブディレクターが監修・確認を行う。確認に要する期間も考慮し、スケジュール作成には十分な余裕を持つこと。また、受託者はクリエイティブディレクターと密接に連携し進めること。

(3) イラストや写真等の素材について

提案の各制作物で使用するイラスト、写真等の素材について購入、作成、使用許可等に係る経費は全て見積りに含めること。なお、TCVB で管理している写真素材（オフィシャルウェブサイト GO TOKYO <http://www.gotokyo.org/photo/ja/index> 参照）については、自由に使用可能だが、それ以外についても積極的に提案して活用し、東京の最新情報の発信に努めること。

(4) 概要

ラグビーワールドカップ 2019 ファンゾーン in 東京における観光案内ブース出展

ア 区部会場

実施会場 : 東京スポーツスクエア (旧 1000days 劇場)

所在地 : 千代田区丸の内三丁目 8 番 3 号

来場者数 : 1 日あたり 5,000 人想定

実施期間 : 9 月 20 日～11 月 2 日の大会期間のうち 26 日間 (別紙 2 参照)

ブース規模 : 20 m²程度 (屋内)

イ 多摩会場

実施会場 : 調布駅前広場・調布市グリーンホール

所在地 : 調布市小島町二丁目 47-1

来場者数 : 1 日あたり 5,000 人想定

実施期間 : 9 月 20 日～11 月 2 日の大会期間のうち 15 日間 (別紙 2 参照)

ブース規模 : 5.4m×3.6m程度 (屋外テント)

※多摩会場は週末ごとに設営、撤去が必要となるため、受託事業者は保管に必要な倉庫を手配すること。なお、屋外テントは TCVB にて手配する。

※観光案内ブースの稼働時間は、両会場共に、プール戦期間中は 12 時～22 時、決勝トーナメント期間中は 14 時～22 時を想定している。

6 委託内容

(1) 実施体制

受託者は本事業を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

ア 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提案すること。また履行に当たっては、進捗状況を綿密に報告し、各工程で適宜 TCVB へ確認を行い、都度修正指示等に従うこと。

- イ 必要に応じて、公益財団法人ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会（以下、「大会主催者」と言う）等と綿密に連絡を取り、事業を遂行すること。
- ウ 実施体制を明確化し、運営マニュアルと体制図を作成の上、TCVB に提供すること。なお、パートナー会社・実施における雇用含め、体制管理を徹底すること。
- エ 実施における雇用や、イベント、広告等実施に関する法令等を遵守すること。

(2) 実施内容

実施内容は以下の通りである。なお、各項目の詳細は6（3）から（7）で示す。

- ・ ファンゾーン内東京観光案内ブース出展・運営
- ・ 事務局の設置・運営
- ・ 効果測定
- ・ 記録及び報告書作成
- ・ その他

(3) ファンゾーン内東京観光案内ブース出展・運営

両会場に観光案内ブースを出展し、以下の内容を組み合わせた運営を行うこと。

ア 観光案内のカウンター等の設営業務

(ア)東京の観光案内ブースという特性に合わせて、案内カウンターを含むブースを企画・設計すること。ブースデザインは受託決定後、企画提案内容を基に、TCVB と協議を行い、各会場のコンセプトに沿ったデザインを最終案として決定すること。

(イ)観光案内ブース内に、可能な限りストックスペースを設けること（施錠可能であることが望ましい）。なお、十分な広さが保てる場合、インフォメーションカウンター内部をストックスペースとして利用することも可能とする。また、ブーススペースを考慮の上、東京の魅力をPRする映像等を放映するためのモニターを、1台以上設置すること。

(ウ)観光案内ブース内には、後述するアトラクション実施のためのスペースを設置すること。

(エ)委託者が指定する時間までに、観光案内ブースの設営及び撤去を行い、TCVB の確認を得ること。観光案内ブースの設営及び撤去にあたっては、会場使用に係る条件及び注意事項を順守し、廃棄物処理については法令に基づいて適正に処理を行うこと。また、ファンゾーン実施運営業務受託事業者の指導がある場合には、それに従うこと。

(オ)多摩会場に設置する観光案内ブースは、大会期間中の週末ごとに（計7回程度）設営及び撤去が必要となるため、観光案内ブース実施日以外は、倉庫を手配の上保管すること。また、設営及び撤去に必要な人員は受託者が手配するものとし、費用についても受託者の負担とする。

(カ)ファンゾーンへの出展料については、本委託契約金額に含めなくてよい。

イ 観光案内カウンターの運営

観光案内ブース内に設置した案内カウンターにおいて、以下の通り、観光案内業務を実施すること。

(ア)観光案内要員（コンシェルジュ）を配置し、主に外国人の来場者を対象に、東京観光

に関する質問、相談に対応すること。対応言語は英語とし、フランス語の対応も可能であれば望ましい。

(イ) 観光案内要員は、以下の要件を満たすものとし、受託事業者は観光案内ブースの運営が円滑に進むよう、適切な人数と手配方法を提案し、TCVB と協議の上で配置すること。また、事業者は受託後速やかに観光案内要員の経歴・保有資格等を含むプロフィールを TCVB に提供すること。

- a 本事業の目的を理解し、東京の魅力発信・向上を体現できる者。東京について一定程度の知識を保有する者。
- b 接遇マナーが良く、おもてなしの心を持って対応できる者。
- c 海外の観光客、招聘者対応に必要な知識、経験を有する者。全国通訳案内士の業務実績がある者が望ましい。
- d 英語に堪能な者の他、フランス語に堪能な者も 1 名以上含まれていることが望ましい。

(ウ) その場で情報確認、検索、観光案内等ができるようパソコンまたはタブレットを用意すること。また、インターネット接続環境を整えること。

(エ) TCVB が手配する東京観光パンフレットを用いて観光案内を行うこと。また、TCVB が提供する東京の観光マップやパンフレット等を観光案内ブース内に配架又は来場者に配布すること。

(オ) 受託事業者は TCVB の求めに応じ、東京都が運営する東京観光情報センターや、TCVB が実施する他事業と連携し、業務を遂行すること。

ウ アトラクションの実施

東京の観光案内ブースという特性に合わせて、主に訪日外国人向けに、日本及び東京の魅力を体験できるようなアトラクションを企画し、提案すること。提案にあたっては、コンセプト、実施回数、想定参加人数等の説明を加えること。アトラクションの実施内容については、受託決定後、企画提案内容を基に、TCVB と協議の上決定する。また、提案には可能な限り以下の内容を含めること。

(ア) TCVB が提供する PR 映像の放映

(イ) 日本文化体験

エ ユニフォームの制作

会場スタッフの共通ユニフォームをデザイン・用意し、運営スタッフ全員に着用させること。

オ 来場者アンケートの実施

外国人来場者に対し、アンケートの設問を提案し、TCVB と調整・修正の上実施すること。(翻訳・印刷含む)。回収方法は紙面回答だけでなく WEB アンケートを想定するなど、回収数及び回収率が上がる効果的な手法とし、効果測定が測れる回収数値を提案すること。なお、回収したアンケートの回答内容については日本語に翻訳の上結果を集計・分析し、効果測定及び報告書に盛り込むこと。アンケート回答者用へのお礼として、TCVB が手配するノベルティを配布すること。

カ 来場者数の計測

ブースを訪れた来場者数を計測し、出展日ごとの来場者数を各終了時間に速報値としてTCVBに報告すること。また、ブースの総来場者数を出展終了後速やかにTCVBに提出すること。計測方法については、TCVBと事前に協議し決定すること。

キ ノベルティの製作・配布

アトラクション参加者用に、今後の東京旅行への関心を喚起し、来場の記念となるノベルティを以下の要領で製作・管理・配布すること。

(ア)来場者の興味・関心をふまえ、高価ではないノベルティ案を複数提示すること。製作個数はアトラクションの企画に合わせた必要数を提案すること。

(イ)アイコンなど、オリジナル名入れを含む、東京を想起しやすいデザインを採用すること。

(ウ)まとまった数量の保管や輸送に配慮した物品とすること。

(エ)TCVBが別途用意する既存の東京ブランドグッズ（ボールペン、メモ帳、クリアファイル、バッジ、ポストカード）と重複しない品目とすること。

(オ)廃プラスチックの発生を抑制するため、使用する素材は可能な限りプラスチックを使用せず、やむを得ない場合は、再生プラスチックを利用する等、プラスチックの持続可能な利用に配慮した物品とすること。

ク 観光マップの用意・配布

東京都の観光マップや関連するパンフレットを選定・収集し、TCVBの許可を得た上で配布をすること。

ケ 運営スタッフの手配

前述ア～クに則し、それぞれの業務における必要人数と担当割りを明確にした上で、運営スタッフを手配すること。ただし、前述イの観光案内要員は、その他の業務に対応する運営スタッフとは別に手配すること。運営スタッフには日本語と英語の両言語に堪能な者を少なくとも各日最低1名含めること。また、東京について一定程度の知識を保有し、旅行博等類似のイベントでの経験があるものが望ましい。

コ その他

前述以外で、運営に必要なものがあれば適宜追加すること。

(4) 事務局の設置・運営

常時速やかに連絡・調整が可能な事務局を設置し、委託業務を円滑に遂行すること。

(5) 効果測定

本委託業務の効果を把握するため、アンケート回答結果を含めた効果測定の方法を提案すること。

(6) 記録及び報告書作成

会期中、適宜写真撮影等を行い、会場の様子がわかる画像及び効果測定結果を含めた報告書を作成すること。

(7) その他

ブース出展等に係る申請手続きを本委託業務内で受託者が行うこと。必要に応じてイベント

保険等への加入を適切に行うこと。

7 完了報告と契約代金の支払いについて

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。提出物の形式等については、下記（１）～（３）に従うこと。

（１）業務完了届

別紙３「委託完了届」を提出すること。

（２）実施報告書

A4 版縦、横書きカラーで作成し、紙５部、電子データを CD-R または DVD-R で納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。

※効果測定結果等を含む。

（３）ブース装飾、広告等の制作物デザインデータ

pdf データ及び編集可能なデータ（拡張子 eps、ai 等）で納品すること。

8 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。但し、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

9 作成物・成果物に関する権利の帰属

（１）本件委託においては、著作権・肖像権等（以下、「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。

（２）本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。

（３）本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、TCVB は、成果物を当該事業以外で使用する場合がある。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

（４）本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

（５）上記（１）（２）（３）（４）の規定は、「8 第三者代行の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

（６）その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

10 委託事項の遵守・守秘義務

（１）受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

1 1 個人情報の保護

(1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVBの保有する個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

(3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の基準に準じて、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1 2 その他

(1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。

(2) その他手配条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。

(3) 本事業の委託者はTCVBであるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。

(4) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。

(5) TCVBは必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(6) 年号が変わった場合、以降に係る現行の表記を新年号に読み替えるものとする。